

平成 30 年度調達改善の取組に関する点検結果

令和元年 11 月 5 日

行政改革推進会議

目 次

1	はじめに	1
2	平成 30 年度調達改善計画の策定状況	
(1)	共通的な取組	2
(2)	重点的な取組	2
(3)	取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
3	平成 30 年度の各府省庁における自己評価の実施状況	
(1)	「目標の達成状況」「取組の効果」	3
(2)	「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」	3
(3)	外部有識者からの意見聴取	3
4	各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況	
(1)	一者応札の改善	3
(2)	随意契約の改善	
ア	競争性の向上のための取組	6
イ	より適正な価格での調達	7
ウ	少額随意契約の更なる改善	8
(3)	調達の合理化に向けた取組	
ア	共同調達・一括調達の有効活用	8
イ	電力調達・ガス調達に関する取組	10
ウ	国庫債務負担行為の活用	11
エ	オフィス関連調達の合理化	11
5	調達改善のためのマネジメントの強化	
(1)	調達改善に向けた審査・管理の充実	12
ア	一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化	13
イ	より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進	14
(2)	調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映	14
6	今後の取組について	
(1)	各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化	15
(2)	実践的ノウハウ共有の強化	16

別添

別添 1	国の調達に係る契約金額（平成 30 年度）	17
別添 2	国の調達に係る契約種別	18
別添 3	国の調達に係る応札状況	20
別添 4	情報システム調達の改善（一者応札解消等）に成果のあった 取組事例	22
別添 5	複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策	23
別添 6	平成 30 年度における一者応札改善の個別事例	25
別添 7	平成 30 年度における電力調達・ガス調達改善の個別事例	32
別添 8	各府省庁における調達改善の主な取組（平成 30 年度）	34
別添 9	共同調達等の検証例	47
別添 10	平成 30 年度調達改善の取組に関するヒアリング等における 歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘	48

1 はじめに

近年の国の調達に係る契約金額の総額は8兆円前後で推移している(図表1参照)。財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果に優れたものとするのが不可欠である。

このため、行政改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)は、平成25年4月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、平成30年度調達改善計画の自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員(※)によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※ 有川 博 委員
石堂 正信 委員
川澤 良子 委員
瀧川 哲也 委員

図表1: 国の調達に係る契約金額の総額の推移

(単位: 兆円)

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
金額	7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0	8.4	8.3	8.2

出典: 財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

(国の調達に係る契約金額、契約種別及び応札状況については、別添1~3参照)

2 平成 30 年度調達改善計画の策定状況

各府省庁は、平成 30 年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令をはじめとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

(1) 共通的な取組

平成 30 年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①調達改善に向けた審査・管理の充実、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。また、電力、ガス、情報システムの契約がある場合には、調達経費の内訳として表示するよう統一した。

地方支分部局等における契約金額の総額は約 5 兆円となっており、国全体の契約金額の 6 割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注が国全体の契約金額の 9 割程度となっている（別添 1 参照）。

(2) 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性と調達の課題を踏まえ、調達金額の重要性や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定している。平成 29 年度調達改善計画以降、重点的な取組と継続的な取組を別表示とする様式としたことで、重点的な取組の明確化が図られてきている。重点的な取組として、個別案件の改善計画を挙げる府省庁も見られている。

(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

取組の難易度は平成 28 年度調達改善計画以降、目標達成予定時期は 29 年度調達改善計画以降、表示している。30 年度調達改善計画においては、全府省庁で、目標達成予定時期の明示が進み、期限を意識した意欲的な計画策定が行われた。今後は、期限を区切って取組の効果を把握し、当該取組の継続

の必要性や新たな取組の検討を行いつつ成果を着実に積み重ねていくことが求められる。

3 平成 30 年度の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、平成 30 年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の達成状況」、「実務において明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、令和元年 7 月までにウェブサイト上で公表している。

(1) 「目標の達成状況」「取組の効果」

各府省庁の取組の進捗状況は概ね「A」となっており、総じて順調に進んでいる。取組の効果については、削減額が表示できるものについて削減率を併せて表示することを推進しており、定着し始めている。

(2) 「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」

課題に対する解決策を具体的に記載している府省庁が増加した。PDCA サイクルを効果的に回すためには、各府省庁の自己評価において、これらの項目がきちんと分析・評価されるべきであり、また、その記載は国民にとって分かりやすいものであることが求められる。

(3) 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見が得られた府省庁が増加した。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取するなどの工夫が見られた。

4 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

(1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合は、図表 2 のとおりであり、13%から 19%の範囲で推移している。

図表 2：国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）

（単位：％）

年度	平成 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
割合	14	15	14	14	13	14	16	17	17	17	18	19

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ
について」及び内閣官房調査

国の契約は、原則として、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項等により、競争に付きなければならないとされている。競争入札における応札者数は、その時々を経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。このため、各府省庁は、一者応札となった契約について要因の把握と分析に努め、その改善を図る必要がある。

各府省庁が実施している「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリング」の結果を見ると、例えば、工事発注分野においては、「発注量の増加や慢性的な人手不足により人員が確保できない。」との回答が見られる。また、情報システム調達分野では、「システム稼働の安定的継続やセキュリティ保持のために、他者のシステムを引き継ぐことはリスクがある。」等の回答が見られる。

これに対し、府省庁側では、例えば、工事の施工時期の平準化のため、地域単位での発注見通しの統合・公表や早期発注等の取組を進めているほか、現場技術者配置要件の合理化等を進めている。

情報システムの調達については、各府省庁とも「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成 26 年 12 月 3 日決定、31 年 2 月 25 日最終改定）を踏まえて、それぞれの府省 CIO 補佐官¹の助言を得ながら、情報システムの要件定義の明確化を行ったり、従来受注者等、特定の事業者に有利な仕様内容とならないようにしたりすることで、新規参入の促進を行うこととされている。一者応札への対処としても、例えば、セキュリティに配慮した上で既存情報システムのプログラムを公開し、新規参入が実現した事例が見られている。情報システムの契約金額は、各府省庁の本府省庁が契約主体となる契約金額のうち防衛省

¹ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成 26 年 12 月 3 日決定、31 年 2 月 25 日最終改定）に定義され、「府省 CIO 補佐官」は各府省（庁や委員会含む。）に置かれ、原則として内閣官房に置かれている政府 CIO 補佐官をもって充てるものとされている。

の物品役務（装備品含む。）に次いで多く²、その調達改善は、多くの府省庁が調達改善計画の中で掲げる課題となっている。

情報システム調達の改善に向けて、各府省庁は、発注情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫などに取り組んでいる（情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添4参照）。各府省庁においては、個別の情報システムごとに、セキュリティを確保しつつ、その経緯や特性を踏まえ、計画的に、契約更新等の機会を捉えて適切に対処していくことが必要である。

デジタル・ガバメント実行計画（デジタル・ガバメント閣僚会議、平成30年1月16日決定、30年7月20日最終改定）では、「サービスの設計に当たっては、コストの適正化とサービスの向上を両立させるため、投資対効果の検証を十分に行う」とされている。

情報システムの調達に際して、情報システムの専門家としての府省CIO補佐官は、費用対効果の追求に向けて、引き続き、競争性向上・コスト削減についてその役割を発揮することが求められる。

一者応札について、各府省庁は、不断にその要因把握に努め、調達する案件ごとの特性に合わせて、発注者側の工夫等によって一層の改善ができないか検討を行い、改善に向けた対応を行うことが求められている。

例えば、参加者要件の見直しについては、案件ごとに、契約担当官等が、入札参加資格として定める等級を拡大したり、実績等を評価したりすることが、現行制度上可能であり、実績に優れた小規模事業者の参加促進のための工夫等ができる。また、新規参入促進のための情報発信については、事業者側の応札準備や計画的受注に資する取組や、潜在的な参入事業者に対する取組が必要とされる。一部の府省庁では、過去に受注実績のある事業者や下請事業者等を把握して、それら事業者を含めて広く発注情報を周知することにより、一者応札が改善した事例が見られた。一方で、潜在的な参入事業者の把握や、当該事業者に対する情報発信の取組には、府省庁間や部局間でもばらつきが見られる。

一者応札の改善策に関して、歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘をとりまとめたものは別添5のとおりである。各府省庁においては、今後も具体の対応を進めることが求められる。

² 各府省庁の「平成31年度調達改善計画」における調達経費の内訳を単純集計。

＜平成 30 年度における情報システム調達における一者応札の改善例＞

- 警察庁は、基幹システムの調達について、平成 25 年度の調達時にソフトウェアとハードウェアを同一の事業者から調達することになったため、30 年度の契約の更新に向けて、府省 C I O 補佐官の助言を受けつつ、事業者の意見を仕様へ反映させるなどの計画的な改善策を重ねて検討するとともに、受注可能な事業者の調査や当該事業者への情報発信などの参入促進を行った結果、29 年度に調達を行ったソフトウェア、30 年度に調達を行ったハードウェアともに複数者応札となった。競争が働いた結果、ハードウェアの調達については、約 7,268 万円（▲29%）の削減効果があった。

※ 本取組については、競争性の向上や調達金額の削減といった成果が見られ、同様の取組は、他府省庁での展開も可能である。よって、本取組を優良取組事例に選定する。

※情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添 4 参照

＜平成 30 年度における一者応札の改善例＞

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の一般競争入札案件に対して外部有識者を含む審査を行っており、平成 30 年度において、前年度一者応札の案件が 68 件（本省分 43 件、本省以外の部局分 25 件）解消し、約 7 億 700 万円（本省分約 5 億 5,400 万円（▲20.9%）、本省以外の部局分約 1 億 5,300 万円（▲10.9%））の削減効果があった。

※一者応札改善の個別事例は、別添 6 参照

（2）随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約に占める競争性のない随意契約³の割合は、図表 3 のとおりであり、平成 18 年度以降低下しており、15%から 19%の範囲で推移している。

図表 3：国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：%）

年度	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
割合	37	21	18	16	16	16	16	15	16	17	16	19	19

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

³ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

国の契約において、随意契約は、会計法第 29 条の 3 第 4 項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念があることに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。また、潜在的な参入事業者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者との競争性のない随意契約によらざるを得ない案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組も見られる。

なお、競争性のない随意契約とした案件についても、規制緩和や技術革新等により競争が可能となる市場の変化もあり得ることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約の締結を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。

＜平成 30 年度における随意契約の改善例＞

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 500 万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む審査を行っており、平成 30 年度において、計 11 件（本省分 7 件、本省以外の部局分 4 件）を随意契約から一般競争入札に移行し、約 8,500 万円（本省分約 1,500 万円（▲2.4%）、本省以外の部局分約 7,000 万円（▲17.1%））の削減効果があった。

※随意契約の改善事例については、[別添 8](#)参照

なお、随意契約の改善に資する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は[別添 5](#)のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えば、情報システムの調達に際して府省 C I O 補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、見積根拠の精査を行ってきている。見積根拠の精査に際しては、ノウハウのマニュアル化や、データベースによるコ

スト情報の管理・共有が必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当である。

〈平成 30 年度におけるより適正な価格での調達に向けた改善例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、随意契約案件を対象に見積根拠の精査等を実施し、平成 30 年度において、計 389 件のうち 169 件（本省分 163 件、本省以外の部局分 6 件）について約 40 億 5,981 万円（本省分約 40 億 890 万円（当初提示額の▲9.0%）、本省以外の部局分約 5,091 万円（同▲15.3%））の削減効果があった。内閣官房等においては、見積根拠の精査手法等を記録し、同一案件の調達の際に活用できる体制を構築している。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができることとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、多くの府省庁がオープンカウンター方式⁴を導入しており、限られた事業者から見積書を徴取するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数見られる。地方支分部局等での取組促進のため、本府省庁が実施方法や対象案件を説明する研修等を行っている府省庁もある。

さらに、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率的な調達も進められている。

（3）調達の合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達⁵の有効活用

（ア）本府省庁における共同調達

霞が関 6 グループで実施されている本府省庁における共同調達について、取組は概ね浸透している。

⁴ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

⁵ 「一括調達の運用ルール」（平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ、最終改定 25 年 1 月 29 日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現による調達価格の低減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達

全国 10 の財務省財務局等を中心に、各地域における各府省庁の地方支分部局等の共同調達について取組が進められており、平成 30 年度においては、共同調達を推進するための勉強会が 9 の地域で計 14 回開催された。このうちいくつかの勉強会には、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）からも職員が参加し、電力調達の共同調達・一括調達の一層の促進についても周知した。30 年度は、勉強会における検討の結果、電力の共同調達を新たに開始した地域が見られ、共同調達に参加した官署では、一者応札の解消・コスト削減が実現した事例も見られた。他の地域においても電力の共同調達の検討が進んでいる。また、勉強会において共同調達の成果を検証する中で、取組を深化させるために特定の調達品目を対象とした分科会を開催する動きもあり、府省庁を越えた連携のための議論が具体的に進められている。引き続き、勉強会における議論を踏まえ、各地域において府省庁を越えた連携が適切に機能していくことが期待される。

なお、勉強会は、共同調達の議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウ共有の機会として有効である。

(ウ) 共同調達・一括調達を実施する上での課題・留意点

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保⁶、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要である。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが求められる。また、各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達等の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。検証は、共同調達の開始前のみならず、開始後においても行われ、効果を追求し続けることが重要である。これらの検証等に資するためにも、各地域で進められている地方支分部局等の取組状況は本府省庁において把握され、効果のある方策が他の地域において共有・浸透されることが求められる（共同調達等の検証例については別添 9 参照）。

⁶ ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かないおそれがあることに留意を要する。

なお、共同調達の実施・継続については、事務負担の平準化に配慮がなされることも重要である。

〈平成 30 年度における共同調達等の改善例〉

- 法務省は、全地方支分部局等において共同調達等を実施しており、実施事例の情報共有を行った。平成 30 年度において、新規 67 件を含む 845 件のうち、前年度との比較が可能な 222 件で、計約 1 億 1,115 万円（▲6.6%）の削減効果があった。
- 財務省財務局が中心となって開催する共同調達の勉強会等において、各地域の電力の共同調達等の更なる推進に向けて、競争性及びコスト削減効果が検証された。そのうち東海地区では、府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめた取組として、6 省庁の約 100 庁舎等において電力の共同調達が開始された。参加省庁では、一者応札の解消・コスト削減が実現した事例が見られた。

※ 共同調達等の実施に関するその他の取組事例については、[別添 8](#) 参照

イ 電力調達・ガス調達に関する取組

電力調達に関する取組については、平成 28 年 4 月からの完全自由化を受けて、28 年度調達改善計画から全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることを原則として推進してきている。これによって、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行する取組のほか、既に一般競争入札をしていたものについて競争性の向上を図る取組が進んだ。

具体的には、電力需要をまとめることで競争性や経済性が高まる場合には、共同調達等が検討されており、30 年度は、建物を越えて電力需要をまとめて調達し、競争性向上とコスト削減を実現した事例が多く見られた。中には、広域に存在する庁舎等の電力需要をまとめて一括調達した事例や、府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめて共同調達した事例も見られた⁷。規模の拡大だけでなく、電力消費の特性に応じて調達単位を見直し、分割したそれぞれの契約において複数者応札を実現した事例も見られた。また、入札情報の周知、十分な公告期間の確保、開札から供給開始までの準備期間の十分な確保により、一者応札解消・コスト削減が実現した事例も見られている。電力の調達改善については、多くの事例で 1 割以上のコスト削減となっている。

ガス調達についても、平成 29 年 4 月からの小売市場の完全自由化を受け、全府省庁共通の取組としたところであり、ガス小売市場への新規参入

⁷ 電力調達をまとめる際には、競争性の向上やコスト削減の観点から、電力供給者の供給地域の確認、電圧区分や使用量に応じた工夫等を要することに留意を要する。

状況に地域差がある中であって、調達改善事例が見られつつある。

〈平成 30 年度における電力調達・ガス調達の改善例〉

- 警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省は、従来、地方庁舎ごとに随意契約していた電力調達を、複数庁舎分まとめて一括調達とし、一般競争入札に移行するなどの取組を進めており、多くの事例で 1 割以上のコスト削減効果が生じた。
- 法務省は、電力の共同調達等の推進に取り組み、省全体で計約 3 億 4,264 万円（▲12.6%）の削減効果があった。

また、四国地区に所在する 4 庁舎の電力調達について、契約監視会議の外部有識者からの指摘を踏まえ、夜間需要の多寡等の電力消費の特性に応じて調達単位を見直した結果、分割したそれぞれの契約において複数者応札を実現した。前年度との比較が可能な契約では、約 388 万円（▲25%）の削減効果があった。

さらに、ガス調達について、事業者からのヒアリング等、随意契約・一者応札解消に向けた取組を行い、38 官署で一般競争入札を実施した。この結果、計約 2,786 万円（▲6.8%）（前年度との比較が可能な 28 件。そのうち 15 件は新たに一般競争入札へ移行した契約であり、計約 1,895 万円（▲16.5%））の削減効果があった。

※ 電力調達・ガス調達改善の個別事例については、[別添 7](#)参照

ウ 国庫債務負担行為の活用

各府省庁は、情報システムの調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。平成 30 年度においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった事例が見られた。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果が見られる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。なお、ペーパーレス化による経費削減事例も見られ、デジタル・ガバメント等の推進の中、今後一層の進捗が期待できる。

〈平成 30 年度におけるオフィス関連調達合理化に関する取組例〉

- 経済産業省は、審議会や研究会の配布資料の原則ペーパーレス化を実施し、コピー使用枚数は 62%削減（平成 23 年度比）となっている。
- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、13 の地方支分部局等において、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）を導入し、MPSの導入前と比較して、累計で約 11 億円（▲53%）の削減効果があった。
- 農林水産省は、地方支分部局等 14 機関において、公用携帯電話の利用実績を分析し、回線数を見直し、通信量に見合った電話料金プランへの変更を行った。その結果、約 341 万円（▲10.7%）の削減効果があった。

5 調達改善のためのマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善のためのマネジメントを強化する必要がある。

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

各府省庁は、契約ごとに、事業者の資格要件や選定方法、適正な価格、随意契約（企画競争等も含む。脚注 3 のとおり。）とする場合はその理由等について十分に審査を行うこととなっている。一者応札が改善されない案件についてはまずは競争性向上のための取組が求められるが、契約監視委員会等の外部有識者からは、案件によっては、慎重な検証を行った上で契約方式を見直し、見積根拠の精査を行うことで、より適正な価格で調達を行う可能性も検討すべきとの指摘もなされている。この場合、国の契約は、あくまで一般競争入札によることが原則であり、随意契約とする場合には、会計法令の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由を公表する必要がある⁸ことにも留意を要する。

さらに、十分な審査により、調達改善の成果が得られた場合、具体的内容やそのノウハウについて、各府省庁内において有効活用できるように速やかに共有するなど、適切に管理を行っていくことが重要である。

各府省庁は、個別案件の特性や取組の経緯等を十分に踏まえつつ、調達改善に向けた審査・管理の充実に努め、更に深化させていくことが求められる。

⁸ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）

ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化

一者応札の改善については、平成 28 年度から共通的な取組に位置付けてきており、その事前・事後の審査体制は全府省庁において整備され、個別案件の経緯や特性に応じた審査が行われている。

全ての府省庁は、一者応札改善のための審査に資するため、一者応札となった要因について把握すべく事業者アンケート等を実施し、要因分析に努めている。一部府省庁では、一者応札となった個別案件及び要因についての一覧を公表する取組が行われている。一方で、要因分析の程度についてはばらつきがあり、事業者アンケートの結果等の把握に留まっている案件も見られた。今後、各府省庁は、個別案件ごとに発注者側として取り得る改善策を具体的に明らかにするなど、効果的な審査に資する分析等の充実に努めることが求められる。

各府省庁は、契約監視委員会等の外部有識者等の知見を活用して、審査の充実に努めている。例えば、同委員会等の外部有識者や府省 C I O 補佐官からの指摘を次回調達に反映させ、一者応札が改善した事例が複数見られる。また、同委員会等で得られた改善策がどのような成果を得たのか、改善がなかった場合にはどのような対策を今後検討するのかを再度同委員会等に報告する取組を行った府省庁が見られるなど、同委員会等を一層活用する取組に進捗が見られ、一者応札が複数回継続する案件の管理強化も図られている。

一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、案件の個別の特性に応じた検討が必要となる。課題を抱えた個別案件を改善していくためには、今後とも、審査・管理が確実かつ効果的に実施されるよう、その実質的な強化が求められる。

〈平成 30 年度における審査・管理の充実例〉

- 外務省及び国土交通省は、一者応札となった案件ごとにその要因を分析・把握し、ウェブサイトでその分析結果を公表した。
- 復興庁、財務省及び農林水産省は、過去の契約監視委員会等で審議された一者応札案件で 30 年度も一者応札となった案件について、改めて要因分析を行った上で同委員会等で取り上げ、今後の改善策について同委員会等の外部有識者から意見を得るなどの取組を行った。

イ より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進

各府省庁は、調達ごとに、より適正な価格での調達に向けた取組を行っている。例えば、大量生産品については、インターネットを利用して、容易に、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックできることから、平成 30 年度においては、ほとんどの府省庁で当該チェックの徹底が計画として掲げられ、その定着が図られている。事業者からの見積りに基づき調達する場合においても、見積根拠（物品価格、人件費、量など）の精査が行われている。しかしながら、そのノウハウ蓄積程度にはばらつきがみられ、今後一層費用対効果の高い調達を進めていく上で、更なるノウハウ蓄積とチェック力の向上が期待される。

(2) 調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映

各府省庁における調達改善に資する研修等の取組を見ると、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁も見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。この点、例えば、情報システムに関しては、府省 C I O 補佐官等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も見られる。費用対効果の高い調達を実践できる人材育成に当たっては、民間のノウハウ等も積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていく研修等を実施していくことが望ましい。調達改善に関する知見の共有のために内部監査の機会を活用している府省庁や、本府省庁の担当者が地方支分部局等で開催される研修に講師として赴いて調達改善の意識醸成に努めている府省庁もある。引き続き、全府省庁で、機会を捉えて調達改善の取組に関する情報共有を効率的・効果的に行うための方法について検討されることが望ましい。

また、本府省庁と地方支分部局等の間、地方支分部局等の間で取組に差が見られることから、各府省庁は、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することが適当である。

平成 30 年度においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己

評価を行ったところであるが、調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

〈平成 30 年度における人材育成・情報共有の取組例〉

- 財務省は、情報システム調達の実務担当者に対して、情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官による情報システムの予定価格の積算方法を含む講習会を開催した。

6 今後の取組について

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる。各府省庁及び事務局は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

(1) 各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化

一者応札の改善については、個別案件ごとにその特性等を踏まえて、具体的かつ真摯な審査が行われることが効果的である。複数回一者応札が継続する案件が、確実に審査に取り上げられるための管理強化も必要である。各府省庁は、整備した審査・管理体制をより有効に活用し、機能させることが求められている。

各府省庁においては、審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。改善策を講じて一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そのために、少なくとも、契約監視委員会等によって得られた改善策がどのような成果を得たのか、再度同委員会等に報告することが必要である。成果を得たケースのノウハウは、府省庁内で速やかに類似事例の改善に活用でき、改善に至らなかったケースは再審査によって更なる対応につなげることができる。なお、各府省庁において求められる審査・管理の強化とは、形式的な審査を何度も行うことや屋上屋を架す形で組織を増設することではなく、課題解決に向けて、真に有効な審査方法や内容を実質的に充実・強化させることである。

各府省庁においては、調達改善の重要性に鑑みて、このような調達改善に向けた不断の取組が人事評価に適切に反映され、そのモチベーションの維持を図ることが重要である。事務局においては、引き続き、個別案件のヒアリ

ング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認していくことが求められる。

(2) 実践的ノウハウ共有の強化

各府省庁において、個別案件の審査等から得られた各種の知見や有効な改善策及び本府省庁や地方支分部局等のベストプラクティスについて、府省庁内の類似事例の改善に活用するために、地方支分部局等を含む府省庁全体への周知を工夫した上で情報共有等を一層積極的に行うことが求められる。

地方においては、各財務局を中心とした共同調達に関する勉強会が平成30年度中計14回開催された。共同調達に向けて、幹事の決定や仕様書の擦り合わせ、共同調達が有効な品目やその規模の検証等、引き続き、検討が重ねられている。特に、電力調達については、小規模調達をまとめて一般競争入札にかけることで競争性向上とコスト削減効果が得られることから、積極的に地方支分部局等における共同調達等の検討対象とすることが適当である。さらに、地方における勉強会が、共同調達だけをテーマにすることにとどまらない、府省庁を越えた調達改善全般に関するノウハウの共有の機会として捉えられ、活用されることも重要である。

事務局は、ノウハウ共有の一環として、勉強会の内容や資料の公表を実施している。30年度中は、多くの府省庁が調達改善の計画に盛り込んでいた情報システムに関して、各府省庁において成果の得られた調達改善の取組事例を取りまとめて公表した（別添4参照）。また、政府CIO補佐官を講師として招いて、全府省庁の実務担当者を対象とした初めての勉強会を開催した。さらに、事務局職員を複数の府省庁の調達改善の研修の場に講師として派遣し、具体的な調達改善事例の紹介等も行った。

事務局は、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するため、全府省庁の調達実務担当者を対象とする勉強会を開催することが求められる。また、各府省庁の会計研修等に講師として赴き、調達改善に関する情報共有等の機会を得ることも継続すべきである。事務局が開催する今後の勉強会のテーマとしては、例えば、受注可能な事業者の調査を踏まえた情報発信、見積根拠の精査、オフィス関連調達の合理化等が考えられる。また、各地方支分部局等におけるノウハウの共有（共同調達を含む。）の機会に際しても、必要に応じ事務局が参加をし、情報共有や検証に係る支援等の役割を果たすことが適当である。

国の調達に係る契約金額(平成30年度)

別添1

(単位:億円)

合計 81,624	公共工事等 31,399		物品役務等 50,226		
	←本省 485	地方支分部局等 30,914	本省 30,383	地方支分部局等 19,843	
国土交通省 28,517	23,355		5,162		
防衛省 27,193	2,742	24,451			
環境省 5,802	2,240		3,562		
農林水産省 5,669	1,753		3,916		
厚生労働省 3,015	← 62	2,953			
内閣官房等 1,838	653		1,185		
経済産業省 1,803	← 4	1,799			
財務省 1,757	121	1,636			
法務省 1,488	126	1,362			
警察庁 1,115	89	1,026			
その他 3,429	総務省 1,034 文部科学省 988 外務省 532	最高裁判所 360 復興庁 105 国立国会図書館 80	衆議院 68 宮内庁 66 参議院 46	消費者庁 43 金融庁 42 人事院 41	会計検査院 9 個人情報保護委員会 7 公正取引委員会 7

注 契約金額は平成30年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約										合計			
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額					
				割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合				
内閣官房等	(平成28年度)	1,610	61%	1,274	58%	1,040	39%	912	42%	270	10%	387	18%	770	29%	525	24%	2,650	2,186
	(平成29年度)	1,532	63%	842	50%	917	37%	854	50%	202	8%	175	10%	715	29%	679	40%	2,449	1,697
	(平成30年度)	1,554	59%	1,012	55%	1,078	41%	826	45%	335	13%	142	8%	743	28%	684	37%	2,632	1,838
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成28年度)	228	60%	40	72%	154	40%	16	28%	42	11%	7	12%	112	29%	9	16%	382	56
	(平成29年度)	227	69%	27	69%	104	31%	12	31%	37	11%	6	15%	67	20%	6	16%	331	39
	(平成30年度)	309	71%	43	66%	126	29%	23	34%	53	12%	12	18%	73	17%	11	16%	435	66
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成28年度)	44	56%	2	39%	34	44%	2	61%	6	8%	1	20%	28	36%	2	41%	78	4
	(平成29年度)	87	72%	4	69%	34	28%	2	31%	11	9%	0	7%	23	19%	1	24%	121	6
	(平成30年度)	84	68%	2	36%	39	32%	4	64%	18	15%	3	41%	21	17%	2	24%	123	7
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成28年度)	2,060	66%	369	68%	1,059	34%	176	32%	398	13%	72	13%	661	21%	104	19%	3,119	545
	(平成29年度)	1,899	66%	661	68%	962	34%	306	32%	372	13%	152	16%	590	21%	153	16%	2,861	966
	(平成30年度)	2,008	65%	585	52%	1,066	35%	530	48%	413	13%	403	36%	653	21%	127	11%	3,074	1,115
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(平成28年度)	22	67%	13	88%	11	33%	2	12%	1	3%	0	0%	10	30%	2	12%	33	14
	(平成29年度)	26	70%	6	64%	11	30%	3	36%	0	0%	0	0%	11	30%	3	36%	37	9
	(平成30年度)	29	69%	4	50%	13	31%	4	50%	2	5%	0	6%	11	26%	3	45%	42	7
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(平成28年度)	99	47%	23	41%	111	53%	33	59%	60	29%	28	50%	51	24%	5	9%	210	57
	(平成29年度)	97	46%	19	44%	112	54%	24	56%	59	28%	20	46%	53	25%	5	10%	209	44
	(平成30年度)	77	42%	29	68%	105	58%	14	32%	52	29%	9	22%	53	29%	4	10%	182	42
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成28年度)	66	71%	9	69%	27	29%	4	31%	6	6%	1	5%	21	23%	3	26%	93	13
	(平成29年度)	72	68%	5	57%	34	32%	4	43%	7	7%	1	8%	27	25%	3	35%	106	9
	(平成30年度)	87	73%	38	88%	33	28%	5	12%	13	11%	1	1%	20	17%	4	10%	120	43
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成28年度)	35	13%	11	9%	244	87%	109	91%	24	9%	9	7%	220	79%	101	83%	279	121
	(平成29年度)	41	14%	12	10%	242	86%	107	90%	39	14%	13	11%	203	72%	94	79%	283	119
	(平成30年度)	41	16%	13	12%	209	84%	92	88%	39	16%	15	15%	170	68%	76	73%	250	105
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成28年度)	946	56%	662	63%	758	44%	385	37%	596	35%	257	25%	162	10%	128	12%	1,704	1,047
	(平成29年度)	987	55%	702	64%	812	45%	396	36%	599	33%	208	19%	213	12%	188	17%	1,799	1,098
	(平成30年度)	1,043	54%	658	64%	906	46%	376	36%	699	36%	228	22%	207	11%	148	14%	1,949	1,034
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成28年度)	5,713	80%	1,328	84%	1,389	20%	248	16%	210	3%	48	3%	1,179	17%	200	13%	7,102	1,576
	(平成29年度)	5,176	79%	1,124	80%	1,379	21%	285	20%	186	3%	50	4%	1,193	18%	236	17%	6,555	1,409
	(平成30年度)	5,282	79%	1,132	76%	1,417	21%	356	24%	201	3%	34	2%	1,216	18%	323	22%	6,699	1,488
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成28年度)	334	28%	59	13%	849	72%	384	87%	260	22%	82	18%	589	50%	302	68%	1,183	443
	(平成29年度)	297	30%	82	21%	689	70%	307	79%	172	17%	52	13%	517	52%	255	65%	986	389
	(平成30年度)	351	33%	127	24%	699	67%	405	76%	160	15%	57	11%	539	51%	348	65%	1,050	532
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成28年度)	3,933	59%	881	53%	2,730	41%	769	47%	1,878	28%	366	22%	852	13%	403	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	4,007	61%	925	58%	2,610	39%	675	42%	1,817	27%	191	12%	793	12%	483	30%	6,617	1,600
	(平成30年度)	3,788	59%	1,018	58%	2,610	41%	738	42%	1,828	29%	363	21%	782	12%	375	21%	6,398	1,757
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	件数	金額	割合	割合	件数	金額	割合	割合	件数	金額	割合	割合				
																割合	割合	割合	割合
文部科学省	(平成28年度)	503	14%	363	29%	3,042	86%	873	71%	2,565	72%	451	37%	477	13%	421	34%	3,545	1,236
	(平成29年度)	461	14%	186	18%	2,922	86%	860	82%	2,502	74%	416	40%	420	12%	444	42%	3,383	1,046
	(平成30年度)	463	14%	109	11%	2,743	86%	879	89%	2,287	71%	430	43%	456	14%	449	45%	3,206	988
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成28年度)	4,312	60%	918	39%	2,907	40%	1,430	61%	663	9%	321	14%	2,244	31%	1,108	47%	7,219	2,348
	(平成29年度)	4,696	64%	1,285	38%	2,623	36%	2,093	62%	364	5%	157	5%	2,259	31%	1,936	57%	7,319	3,378
	(平成30年度)	4,656	65%	1,619	54%	2,527	35%	1,396	46%	401	6%	153	5%	2,126	30%	1,243	41%	7,183	3,015
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成28年度)	10,080	82%	5,346	94%	2,161	18%	368	6%	1,081	9%	252	4%	1,080	9%	117	2%	12,241	5,714
	(平成29年度)	9,560	82%	5,188	94%	2,122	18%	345	6%	1,059	9%	236	4%	1,063	9%	109	2%	11,682	5,534
	(平成30年度)	9,311	82%	5,309	94%	1,991	18%	360	6%	822	7%	205	4%	1,169	10%	155	3%	11,302	5,669
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成28年度)	1,199	53%	643	30%	1,053	47%	1,484	70%	603	27%	1,110	52%	450	20%	375	18%	2,252	2,128
	(平成29年度)	1,157	50%	913	36%	1,141	50%	1,637	64%	546	24%	1,009	40%	595	26%	628	25%	2,298	2,550
	(平成30年度)	1,075	50%	541	30%	1,059	50%	1,262	70%	700	33%	921	51%	359	17%	342	19%	2,134	1,803
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成28年度)	33,776	75%	26,229	85%	11,553	25%	4,554	15%	5,463	12%	1,615	5%	6,090	13%	2,939	10%	45,329	30,784
	(平成29年度)	31,997	75%	25,224	87%	10,631	25%	3,928	13%	5,501	13%	2,054	7%	5,130	12%	1,873	6%	42,628	29,151
	(平成30年度)	31,810	75%	24,054	84%	10,789	25%	4,463	16%	5,412	13%	1,959	7%	5,377	13%	2,504	9%	42,599	28,517
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成28年度)	1,837	57%	2,166	47%	1,385	43%	2,414	53%	460	14%	384	8%	925	29%	2,030	44%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,872	61%	3,623	71%	1,219	39%	1,488	29%	402	13%	927	18%	817	26%	561	11%	3,091	5,111
	(平成30年度)	1,687	58%	4,100	71%	1,231	42%	1,702	29%	417	14%	400	7%	814	28%	1,302	22%	2,918	5,802
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成28年度)	22,949	52%	4,956	17%	20,850	48%	24,364	83%	14,744	34%	8,787	30%	6,106	14%	15,577	53%	43,799	29,320
	(平成29年度)	18,516	43%	5,533	19%	24,099	57%	23,250	81%	13,639	32%	8,198	28%	10,460	25%	15,051	52%	42,615	28,782
	(平成30年度)	27,007	52%	5,852	22%	25,156	48%	21,340	78%	13,541	26%	7,207	27%	11,615	22%	14,134	52%	52,163	27,193
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成28年度)	1,646	59%	310	66%	1,137	41%	159	34%	204	7%	30	6%	933	34%	129	28%	2,783	469
	(平成29年度)	1,805	63%	378	68%	1,071	37%	176	32%	193	7%	40	7%	878	31%	136	25%	2,876	553
	(平成30年度)	1,772	62%	449	74%	1,078	38%	156	26%	205	7%	39	6%	873	31%	117	19%	2,850	605
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成28年度)	91,392	64%	45,603	54%	52,494	36%	38,685	46%	29,534	21%	14,207	17%	22,960	16%	24,480	29%	143,886	84,290
	(平成29年度)	84,486	61%	46,739	56%	53,734	39%	36,748	44%	27,707	20%	13,906	17%	26,027	19%	22,845	27%	138,246	83,490
	(平成30年度)	92,434	63%	46,694	57%	54,875	37%	34,931	43%	27,598	19%	12,580	15%	27,277	19%	22,350	27%	147,309	81,624
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位：件、億円)

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合(A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合(C/D)		競争契約に占める一者応札割合((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合((A+C)/E)		全契約(E)		
	1者(A)		2者以上		合計(B)		件数	金額	1者(C)		2者以上		合計(D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数(注1)	金額(注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									
内閣官房等	(平成28年度)	535	360	872	857	1,407	1,217	38%	30%	26	7	177	50	203	57	13%	12%	35%	29%	21%	17%	2,650	2,186
	(平成29年度)	484	224	844	564	1,328	788	36%	28%	43	10	161	44	204	54	21%	18%	34%	28%	22%	14%	2,449	1,697
	(平成30年度)	568	290	803	662	1,371	952	41%	30%	31	9	152	51	183	60	17%	15%	39%	30%	23%	16%	2,632	1,838
宮内庁	(平成28年度)	28	10	126	17	154	27	18%	36%	0	0	74	13	74	13	0%	0%	12%	24%	7%	17%	382	56
	(平成29年度)	26	2	131	18	157	20	17%	9%	0	0	70	7	70	7	0%	0%	11%	7%	8%	5%	331	39
	(平成30年度)	30	3	194	25	224	28	13%	10%	0	0	85	16	85	16	0%	0%	10%	6%	7%	4%	435	66
公正取引委員会	(平成28年度)	2	0	42	1	44	2	5%	6%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	5%	6%	3%	2%	78	4
	(平成29年度)	23	2	64	2	87	4	26%	56%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	56%	19%	38%	121	6
	(平成30年度)	10	0	74	2	84	2	12%	13%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	12%	13%	8%	5%	123	7
警察庁	(平成28年度)	524	119	1,405	217	1,929	336	27%	35%	2	0	129	32	131	33	2%	1%	26%	32%	17%	22%	3,119	545
	(平成29年度)	510	302	1,312	346	1,822	647	28%	47%	3	0	76	13	79	14	4%	4%	27%	46%	18%	31%	2,861	966
	(平成30年度)	524	266	1,370	285	1,894	551	28%	48%	3	10	111	23	114	34	3%	31%	26%	47%	17%	25%	3,074	1,115
個人情報保護委員会	(平成28年度)	8	6	14	7	22	13	36%	46%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	46%	24%	41%	33	14
	(平成29年度)	8	2	18	4	26	6	31%	28%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	28%	22%	18%	37	9
	(平成30年度)	14	2	15	1	29	4	48%	59%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	48%	59%	33%	29%	42	7
金融庁	(平成28年度)	39	17	60	6	99	23	39%	72%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	72%	19%	29%	210	57
	(平成29年度)	28	9	69	10	97	19	29%	48%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	48%	13%	21%	209	44
	(平成30年度)	30	25	47	4	77	29	39%	87%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	87%	16%	59%	182	42
消費者庁	(平成28年度)	17	2	49	7	66	9	26%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	26%	18%	18%	93	13
	(平成29年度)	17	2	55	4	72	5	24%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	30%	16%	17%	106	9
	(平成30年度)	25	5	62	33	87	38	29%	13%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	13%	21%	11%	120	43
復興庁	(平成28年度)	6	4	29	8	35	11	17%	32%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	17%	32%	2%	3%	279	121
	(平成29年度)	11	5	30	7	41	12	27%	41%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	27%	41%	4%	4%	283	119
	(平成30年度)	10	6	31	7	41	13	24%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	45%	4%	6%	250	105
総務省	(平成28年度)	368	504	578	158	946	662	39%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	76%	22%	48%	1,704	1,047
	(平成29年度)	367	533	620	169	987	702	37%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	37%	76%	20%	49%	1,799	1,098
	(平成30年度)	437	453	606	205	1,043	658	42%	69%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	42%	69%	22%	44%	1,949	1,034
法務省	(平成28年度)	929	347	4,770	979	5,699	1,327	16%	26%	1	0	13	1	14	1	7%	2%	16%	26%	13%	22%	7,102	1,576
	(平成29年度)	846	416	4,323	705	5,169	1,122	16%	37%	0	0	7	2	7	2	0%	0%	16%	37%	13%	30%	6,555	1,409
	(平成30年度)	822	669	4,447	461	5,269	1,130	16%	59%	0	0	13	2	13	2	0%	0%	16%	59%	12%	45%	6,699	1,488
外務省	(平成28年度)	98	29	214	27	312	56	31%	52%	0	0	22	4	22	4	0%	0%	29%	49%	8%	7%	1,183	443
	(平成29年度)	98	36	175	21	273	58	36%	63%	0	0	24	25	24	25	0%	0%	33%	44%	10%	9%	986	389
	(平成30年度)	117	85	202	34	319	118	37%	72%	9	0	23	8	32	9	28%	6%	36%	67%	12%	16%	1,050	532
財務省	(平成28年度)	778	392	3,155	489	3,933	881	20%	44%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	44%	12%	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	744	417	3,263	508	4,007	925	19%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	19%	45%	11%	26%	6,617	1,600
	(平成30年度)	766	578	3,022	441	3,788	1,018	20%	57%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	57%	12%	33%	6,398	1,757
文部科学省	(平成28年度)	217	96	286	268	503	363	43%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	43%	26%	6%	8%	3,545	1,236
	(平成29年度)	216	56	245	130	461	186	47%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	47%	30%	6%	5%	3,383	1,046
	(平成30年度)	229	40	234	69	463	109	49%	36%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	49%	36%	7%	4%	3,206	988
厚生労働省	(平成28年度)	1,332	600	2,980	318	4,312	918	31%	65%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	65%	18%	26%	7,219	2,348
	(平成29年度)	1,587	739	3,109	546	4,696	1,285	34%	58%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	34%	58%	22%	22%	7,319	3,378
	(平成30年度)	1,558	1,219	3,098	401	4,656	1,619	33%	75%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	33%	75%	22%	40%	7,183	3,015
農林水産省	(平成28年度)	2,694	532	6,382	2,808	9,076	3,340	30%	16%	21	50	983	1,957	1,004	2,006	2%	2%	27%	11%	22%	10%	12,241	5,714
	(平成29年度)	2,630	619	5,957	2,389	8,587	3,008	31%	21%	1	11	972	2,169	973	2,180	0%	1%	28%	12%	23%	11%	11,682	5,534
	(平成30年度)	2,943	813	5,787	2,377	8,730	3,190	34%	25%	1	0	580	2,118	581	2,119	0%	0%	32%	15%	26%	14%	11,302	5,669

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合 (A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合 (C/D)		競争契約に占める一者応札割合 ((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合 ((A+C)/E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		件数	金額	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									
経済産業省	(平成28年度)	372	458	827	186	1,199	643	31%	71%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	71%	17%	22%	2,252	2,128
	(平成29年度)	295	718	862	195	1,157	913	25%	79%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	25%	79%	13%	28%	2,298	2,550
	(平成30年度)	307	193	768	348	1,075	541	29%	36%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	36%	14%	11%	2,134	1,803
国土交通省	(平成28年度)	9,550	4,902	16,850	19,668	26,400	24,570	36%	20%	366	109	7,010	1,551	7,376	1,660	5%	7%	29%	19%	22%	16%	45,329	30,784
	(平成29年度)	9,691	5,180	15,136	18,308	24,827	23,488	39%	22%	435	184	6,735	1,552	7,170	1,736	6%	11%	32%	21%	24%	18%	42,628	29,151
	(平成30年度)	10,273	5,643	14,793	16,673	25,066	22,316	41%	25%	437	126	6,307	1,612	6,744	1,738	6%	7%	34%	24%	25%	20%	42,599	28,517
環境省	(平成28年度)	1,018	1,077	747	1,081	1,765	2,158	58%	50%	33	5	39	3	72	8	46%	65%	57%	50%	33%	24%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,001	795	817	2,822	1,818	3,617	55%	22%	22	3	32	2	54	6	41%	62%	55%	22%	33%	16%	3,091	5,111
	(平成30年度)	961	1,068	676	3,029	1,637	4,097	59%	26%	21	2	29	1	50	4	42%	60%	58%	26%	34%	18%	2,918	5,802
防衛省	(平成28年度)	4,965	1,111	17,215	3,292	22,180	4,403	22%	25%	1	1	768	553	769	553	0%	0%	22%	22%	11%	4%	43,799	29,320
	(平成29年度)	5,082	1,654	12,427	3,664	17,509	5,318	29%	31%	0	0	1,007	214	1,007	214	0%	0%	27%	30%	12%	6%	42,615	28,782
	(平成30年度)	6,881	1,426	19,029	4,227	25,910	5,652	27%	25%	1	0	1,096	200	1,097	200	0%	0%	25%	24%	13%	5%	52,163	27,193
その他 (注2)	(平成28年度)	430	84	1,202	224	1,632	308	26%	27%	1	0	13	2	14	2	7%	10%	26%	27%	15%	18%	2,783	469
	(平成29年度)	437	136	1,350	240	1,787	376	24%	36%	0	0	18	2	18	2	0%	0%	24%	36%	15%	25%	2,876	553
	(平成30年度)	455	136	1,300	312	1,755	448	26%	30%	0	0	17	1	17	1	0%	0%	26%	30%	16%	22%	2,850	605
合計	(平成28年度)	23,910	10,648	57,803	30,618	81,713	41,266	29%	26%	451	172	9,228	4,165	9,679	4,337	5%	4%	27%	24%	17%	13%	143,886	84,290
	(平成29年度)	24,101	11,848	50,807	30,652	74,908	42,500	32%	28%	504	209	9,102	4,030	9,606	4,239	5%	5%	29%	26%	18%	14%	138,246	83,490
	(平成30年度)	26,960	12,918	56,558	29,595	83,518	42,512	32%	30%	503	149	8,413	4,033	8,916	4,181	6%	4%	30%	28%	19%	16%	147,309	81,624

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

情報システム調達改善(一者応札解消等)に成果のあった取組事例

【一般競争入札方式の場合】

発注情報の積極的発信等

- 過去受注実績のある事業者及び下請事業者、「資料提供招請や意見招請」(※)に参加した実績のある事業者を把握。発注情報はそれら事業者を含め積極的に周知。
 - ※ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成29年4月11日 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室・総務省行政管理局)上、調達案件の予定価格が80万SDR以上となるなどの場合に実施することとなっている手続。資料提供招請は、政府情報システムの整備及び管理並びにこれらに伴うサービス・業務改革に関し、企業から情報の提供を求めることを、意見招請は、入札公告に先立って、調達の仕様書案について企業から仕様書案への意見を求めることを指す。
- 入札説明会を実施し、事業者の質問等に応じ、仕様書に書ききれない詳細事項について具体的に説明。
- 公告の前倒し、十分な公告期間・履行期間の確保。
- 仕様書とは別に、システムの概要や業務量を分かりやすく把握できる資料を公開。
- セキュリティに配慮した上で現行情報システムのプログラムを公開。

民間事業者からの意見等の収集・反映

- 意見招請を実施した際、事業者からあった質問や確認部分について、明確に分かるよう仕様書を修正。
- 仕様書を入手したが入札参加しなかった事業者(例えば、政府電子調達システムGEPSで仕様書をダウンロードした事業者の把握が可能)から、不参加理由を聴取し、仕様書の改善に反映。

参加者要件・調達単位の工夫

- 常駐技術者資格として、一定の資格と実務経験の両方を求めるのではなく、いずれかを求めるものに変更したり、事業者や責任者に対して求める実績要件を変更。
- システム調達仕様書作成支援業務の資格要件からISO9001認証取得要件を削除。
- 小規模事業者を含めた複数の事業者による競争が期待できるような規模に調達単位を設定。

ソフトウェアとハードウェアのオープン化

- セキュリティを確保した上で、ソフトウェアとハードウェアを別の事業者から調達するようにした結果、ハードウェアの調達において、複数者応札となりコストダウンが実現。
- ハードウェア提供事業者とプログラム開発事業者が異なる場合に情報システムの支障が生じた場合の責任の明確化や協議のための調整を発注者が実施。その旨入札説明会で明示。
- ソフトウェアの著作権が発注者側に帰属する仕様書の作成。

【随意契約の場合】

- ハードウェアの更改時に、調達コストや情報システムの安定性などを総合的に検討した結果、再リース契約することでコストダウンを実施。
- 見積精査にあたっては、調達コストに関する蓄積されたデータを活用。
- 府省CIO補佐官の助言を得て、機器更改時に、サーバの集約・統合を行うことで運用経費を削減。

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示・引継	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。 ・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮した上で可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに見直す。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。 ・情報システムに関しては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな業者が新規参入可能なのか調査する。
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの見積根拠を精査する際には、企業へ工数逦減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

平成30年度における一者応札改善の個別事例

別添6

1. 工事

No	省庁名	取組の 類型	前回は者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
1	宮内庁	調達スケジュールの調整 新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	那須御用邸園地管理ほか工事	御用邸内御散策路の維持管理及び本邸・附属邸周辺の樹木管理を主として行うもの。	4	・入札公告期間を前倒した。 ・本業務の認知度を向上させるため、過去に受注実績のある事業者、業務場所に隣接している市区町村等の地方自治体での類似案件の受注事業者を調査した。 ・公告後、上記事業者に公表済みの入札情報を説明した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
2	国土交通省	発注単位(内容)の見直し	石狩川維持工事のうち石狩川ほか河川維持工事	堤防除草工、アスファルト舗装補修工などを行うもの。	2	・工事内容が除草、塵芥処理、清掃、剪定等の維持の他に、対空標識や盛土等の一般土木も含まれており、多岐に渡っていたため、工事内容を見直した。
3	国土交通省	参加者要件の見直し	備讃瀬戸北航路(-19m)浚渫工事	航路(-19m)の浚渫工、土捨工、覆砂工、その他調査を施工し安全管理を実施するもの。	2	・入札参加事業者の施工実績の要件を浚渫工10,000㎡以上から4,000㎡以上に変更する見直しを行った。
4	国土交通省	業務内容の開示・引継	境港第二号灯浮標ほか3基全交換工事	灯浮標(航路標識)の交換工事を行うもの。	2	・発注見通しが公表されている案件について、公告前の機会あるごとに、潜在的に入札参加可能な事業者に対し、工事仕様の概要を周知した。併せて、詳細については公告後にウェブサイトを参照するようにも周知した。

2. 工事に係る調査及び設計業務等

No	省庁名	取組の 類型	前回は者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
1	厚生労働省	参加者要件の見直し	国立療養所長島愛生園第6センター更新築整備工事設計業務及び設計意図伝達業務	療養所内の建物の新築、解体、敷地造成に関する工事設計等を行うもの。	2	・参加者要件を見直し、事業者の本支店の所在する地域を拡大した。
2	国土交通省	発注単位(内容)の見直し	高知港湾・空港整備事務所品質監視等補助業務(須崎港ほか)	港湾・空港整備事務所の港湾等に関する検査・監督補助を行うもの。	2	・発注単位を高知市内とその他地区の2件に分割した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
3	国土交通省	調達スケジュールの調整	一般国道272号釧路町ほか環境保全対策検討業務	一般国道において、事業実施区間近傍の希少動植物の調査、移植及び環境保全対策の検討を行うもの。	4	・当該業務の工期(4月～3月)が一者応札の一因と考えられることから、工期末を年度末(3月)から年末(12月)とする見直しを行った。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。

3. 情報システム

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
1	内閣官房等	業務内容の開示・引継 新規参入業者の調査	国家公務員身分証共通発行管理システム等における運用・保守業務	国家公務員身分証共通発行管理システム等の運用及び保守を行うもの。	2	・府省CIO補佐官の助言を得て、新規事業者が過度に業務内容を拡大解釈しないように必要な作業・運用が明確になるよう、各種ガイドラインの記載拡充を図った。 ・他省庁システムの運用事業者を事前調査し、入札参入可能な事業者を調査した。 削減額(率):約3,600万円(約40%)
2	個人情報保護委員会	新規参入業者の調査	検査情報管理システムに係る運用等業務	マイナンバー等の個人情報の適切な処置についての検査情報を管理するシステムを運用するもの。	2	・他の情報システム案件の調達に参加した受注可能と想定される複数の事業者に見積書の作成依頼等を行い、調達参加を促した。 削減額(率):約148万円(約19%)
3	消費者庁	参加者要件の見直し	情報セキュリティ対策実施状況報告の作成支援、情報セキュリティに関する監査の実施等	情報セキュリティ対策実施状況報告の作成支援、情報セキュリティに関する監査の実施等を行うもの。	3	・「一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの使用を許諾されていること」を削除するなど、参加者要件を見直した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約356万円(約28%)

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
4	総務省	新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	政府共通システム基盤の情報システム監査	政府情報システムの基盤として整備・運用している政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価し、問題点の指摘及び改善案の提示を行うもの。	4	・複数の見積書取得事業者に対し入札への参加可能性を調査した。 ・潜在的に入札参加可能な事業者に対し、業務の工数等の参考となる資料を提示の上、要件が明確であるか、特段の参入障壁がないか等の意見照会を行った。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
5	法務省	調達スケジュールの調整 業務内容の開示・引継	在留カード等発行システムにおける市町村向けヘルプデスク業務	法務省が市町村に配布した情報連携端末の操作方法の問合せに対応するもの。	2	・府省CIO補佐官の助言を得た。 ・十分な公告期間(31日間)を確保するとともに、入札説明会の実施に加え、公告期間中に、受注実績のある事業者に、公表済みの入札情報を伝えた。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
6	財務省	参加者要件の見直し	国債関係システムの運用・保守業務	国債に係る事務を行うために使用する国債関係システム一式の運用及び保守を行うもの。	2	・府省CIO補佐官からの助言や、入札説明会に参加したが応札しなかった者に対してアンケートを行った結果に基づき、入札に係る資格要件の見直しを行った。具体的には、リスク管理やプロジェクト管理に係る第三者認証を取得していなくとも、同等の能力があれば可とした。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約580万円(約25%)
7	文部科学省	参加者要件の見直し	メールマガジン配信サービス一式	文部科学省のメールマガジンの配信登録者情報の管理やメールマガジンの配信を行うもの。	2	・入札説明会に参加したが応札しなかった者に対してのアンケート結果に基づき、参加者要件を見直した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約144万円(約57%)
8	厚生労働省	新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	介護サービス情報公表システム運用・保守及び機能改修業務	介護サービス情報公表システムの運用・保守及び機能改修を実施するもの。	2	・府省CIO補佐官の助言を得た。 ・意見招請の際に仕様書(案)の配布を行った事業者に対し、入札公告を行った旨を連絡した。

4. 調査

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
1	復興庁	調達スケジュールの調整 参加者要件の見直し	福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査業務	原子力災害により避難指示区域等に指定され避難を余儀なくされている住民に対し、意向調査を実施し、現在の避難生活の課題、住民の将来の帰還意向の有無、帰還後のまちづくり等に係る意向を把握するもの。	2	・公告期間の前倒し及び延長(16日間から21日間に延長)をした。 ・「官公庁が発注する調査実績」から「類似の調査の実績」へと参加者要件を見直した。 削減額(率):約244万円(約8%)
2	総務省	調達スケジュールの調整 新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	電気通信サービスの説明状況及び利用者理解状況の実態調査等	店頭や利用者アンケート等を通じ、電気通信サービスの説明状況及び利用者理解状況の実態調査を行うもの。	2	・公告期間を21日間から30日間に延長した。 ・複数の見積書取得事業者に対し入札への参加可能性を調査の上、過去に類似案件で受注実績のある事業者に対し、公告後、公表済みの入札情報を提供した。その際、競争参加可能性も確認した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
3	厚生労働省	調達スケジュールの調整 業務内容の開示・引継 新規参入業者の調査	入院医療等における実態調査	診療報酬改定に資するため、病院等の各施設において、入院している患者等の実態や提供されている医療サービスの実態等を把握するもの。	3	公共調達委員会での審議を踏まえ、下記の取組を行った。 ・公告期間を16日間から19日間に延長した。 ・前回の調査内容、調査票、前回改定時の検討結果とりまとめ等が掲載されているウェブサイト仕様書に記載することにより、調達内容の明確化を図った。 ・過去に受注実績のある事業者や類似事業を実施している事業者へ入札公告を行った旨を連絡した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
4	環境省	参加者要件の見直し 業務内容の開示・引継	ダイオキシン類土壌汚染対策検討基礎調査業務	土壌中ダイオキシン類の摂取リスクを考慮した対策の技術的事項や自主的対策の検討のための基礎調査を行うもの。	2	・業務の趣旨を鑑みて、過去の類似業務の実績に限らず、関連法令による業務実績も加点対象とした。 ・業務を実施する上で必要な資料及び過年度報告書等を閲覧可能とし、更に入札説明会において過年度の業務内容を含めて説明したことで、過去の受注者等の特定の事業者が有利にならないよう工夫した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約150万円(約19%)

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
5	環境省	業務内容の 開示・引継	平成29年度米国における核燃料サイクル施設の重要規制情報調査及び事故・故障情報詳細調査	米国の核燃料サイクル施設の安全規制に係る情報のうち、安全上重要な個別テーマに係る情報を収集し、規制動向を取りまとめるもの。また、事故・故障情報のうち、重要なものを選定し、詳細を調査するもの。	4	・仕様書の内容を明確化し、請負業者の作業項目を明確にした。 削減額(率):約130万円(約22%)

5. その他物品・役務

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
1	内閣官房等	調達スケジュールの 調整	採用案内パンフレットの作成業務	採用案内パンフレットの作成及びウェブサイト掲載用HTML・PDFファイルの作成をするもの。	2	・前年度の受注事業者へヒアリングしたところ、履行期間が短いとの回答があったため、履行期間を46日間から71日間に延ばした。 削減額(率):約9万円(約8%)
2	警察庁	新規参入業者の調査 参加者要件の見直し 業務内容の開示・引継	愛知県警察学校射撃場空気調和機フィルタ交換請負業務	警察学校射撃場で使用する空気調和機のフィルタ交換をするもの。	3	・前年度の入札執行直後に、警察学校で受注実績のある複数の事業者や前年度入札の際に参加者要件(純正品のフィルターを使用するという条件)を満たさなかった事業者に対し、意見聴取を行った。 ・純正品以外のフィルターでも本件業務が履行可能であることを把握し、参加者要件を見直した。 ・公告後、公表済みの入札情報を上記事業者に提供した。 削減額(率):約121万円(約20%)
3	消費者庁	調達スケジュールの 調整	「エシカル・ラボ」の開催・運営等支援業務	「エシカル消費」の普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボ」の開催運営支援をするもの。	3	・入札等監視委員会での審議を踏まえ、契約締結からエシカル・ラボの開催までの期間を22日間から53日間に変更した。 削減額(率):約131万円(約53%)

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
4	復興庁	発注単位 (内容)の見直し	「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業	東日本大震災からの復興を契機に地域課題を解決する「新しい東北」の創造に向けた幅広い担い手による様々な取組を、東北の持続的な活力に結び付けていくため、幅広い担い手が、互いの取組に関する情報を共有し、連携・協働することができる体制構築を進め、情報発信を強化するもの。	2	会計担当職員による入札・契約手続審査委員会の審査を踏まえ、下記の取組を行った。 ・「会員間の連携促進業務」の事業規模を縮小した。 ・ポータルサイトの改修業務は盛り込まないこととした。 削減額(率):約3,775万円(約35%)
5	法務省	調達スケジュールの調整 新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	被收容者に対する給食及び配膳業務等委託(大村入国管理センター)	入国管理センターにおける被收容者に対する給食及び配膳を行うもの。	2	・外国人の給食という特性上、特別食の数や種類が多く、対応出来る事業者が少ないため、公告期間を十分に確保した。 ・入札公告後、過去に入札へ参加した事業者公表済みの入札情報を説明した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約879万円(約12%)
6	法務省	新規参入業者の調査 業務内容の開示・引継	処方箋に基づく医薬品調剤及び搬入契約(名古屋入国管理局)	入国管理局被收容者に対する処方箋に基づく医薬品の調剤及び当該医薬品の当局への搬入を行うもの。	2	契約監視会議での審議を踏まえ、下記の取組を行った。 ・開札日の約2ヶ月前(公告日の約1ヶ月前)に、薬剤師会のウェブサイトから在宅医療受入れ薬局のリストを入手し、近隣の薬局に対して過去に実施済みの入札に係る業務内容の概略の説明を行った。 ・興味を示した薬局に対しては、昨年度の入札仕様書の送付・全省庁統一資格の説明を行った。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。
7	外務省	調達スケジュールの調整	マンズフィールド研修計画(日米行政官交流計画)における研修員の日本語研修業務委嘱	「マンズフィールド研修計画(日米行政官交流計画)」に基づき来日する研修員に対し、同研修期間中、研修中最低限必要な日本語の習得乃至は上級レベルにある研修員の更なるレベルアップを目的とした研修を行うもの。	2	・公告期間を17日間に延長した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。 削減額(率):約47万円(約18%)

No	省庁名	取組の 類型	前回一者応札となった契約の概要		平成30年度における契約の状況	
			契約名	契約の内容	応札者数	一者応札の改善に向けて実施した 具体的な取組
8	厚生労働省	調達スケジュールの調整 参加者要件の見直し	派遣労働者のキャリア形成支援事業	派遣元事業主の効果的なキャリア形成方策の取組を促進するため、有識者による研究会開催、個別の派遣労働者のキャリアアップの成功事例集等の作成、派遣労働者のキャリア形成に資する説明会等開催等の周知・広報を行うもの。	2	・公共調達委員会での審議を踏まえ、応札条件、参加者資格及び公告期間の見直しを行った。 削減額(率):約126万円(約7%)
9	農林水産省	参加者要件の見直し	北海道農政事務所自動車運転業務	農政事務所本庁舎で所有する事業用車の専属運転を行うもの。	3	・入札等監視委員会での審議を踏まえ、業務仕様書において、運転業務者等の業務履歴の要件の見直しを行った。 削減額(率):約8万円(約2%)
10	農林水産省	発注単位(内容)の見直し	防寒衣の製造委託契約(東北森林管理局)	森林管理局管内で使用する防寒衣等239着の製造を行うもの。	4	・落札できなかった者等に対してアンケートを行った結果、取引先が帯電防止素材を使用した生地を取り扱っていない旨の意見が多々あったことを踏まえて、多くのメーカーで取り扱っている一般的な素材に仕様を変更した。
11	防衛省	調達スケジュールの調整	庁舎廃棄物収集運搬及び処分役務(廃乾電池)(単価契約)	廃乾電池の収集運搬及び処分を行うもの。	2	・公告時期を3月中旬から2月上旬に前倒して、事業者の準備期間を確保した。 その結果、複数回続いた一者応札が解消した。

平成30年度における電力調達・ガス調達改善の個別事例

別添7

1. 電力

No	省庁名	取組の 類型	平成29年度における契約の概要			平成30年度の調達改善に向けて 実施した具体的な取組	平成30年度調達における 具体的な改善結果
			契約名	電圧 区分	契約方式		
1	警察庁	発注単位 (地域)の 見直し	北海道警察学校ほか7施設 の電気の供給	高圧	随意契約	・従前、8施設についてそれぞれ随意契約を行っていたところ、平成30年度は、一定規模の電力需要を実現するため、当該8施設の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は6者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約6%の経費が削減された。
2	法務省	発注単位 (内容)の 見直し 業務内容 の開示・引 継	立川第二法務総合庁舎 で使用する電気	高圧	随意契約	・使用する電力量等の仕様について見直しを行った。 ・過去の入札参加事業者や別庁舎における電力供給契約の入札参加事業者に対して、公告後、公表済みの入札情報を提供した。	・平成29年度は応札者がおらず不調による随意契約であったが、30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約4%の経費が削減された。
3	財務省	発注単位 (地域)の 見直し	函館税関監視艇係留場 所ほか22施設低圧電力 電気受給契約	低圧	随意契約	・従前、22施設のそれぞれについて随意契約を行っていたところ、電力メーターの検針日が異なり、検針にコストがかかることから、一括調達の妨げとなっていたため、検針日を揃え、当該22施設の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約14%の経費が削減された。
4	厚生労働省	新規参入 業者の調 査 業務内容 の開示・引 継	石巻合同庁舎ほか3施設 で使用する電気の受給契 約	高圧	一般競争契約 (一者応札)	・他官署からの情報収集等の市場調査を行い、潜在的に入札参加可能な事業者に対して、入札公告後、公表済みの入札情報を幅広く提供した。	・平成29年度は一者応札となっていたが、30年度は5者が応札した。
5	厚生労働省	調達スケ ジュール の調整	鹿児島労働局管下9官署 で使用する電気	高圧	一般競争契約 (一者応札)	・公告期間を40日間から55日間に延長した。	・平成29年度は一者応札となっていたが、30年度は6者が応札した。
6	厚生労働省	発注単位 (地域)の 見直し	群馬労働局管内12施設 で使用する電力供給契約	低圧	随意契約	・従前、12施設のそれぞれについて随意契約を行っていたが、一定規模の電力需要を実現するために、当該12施設の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は3者が応札した。
7	農林水産省	発注単位 (地域)の 見直し	九州農政局管内9官署で 使用する電気	低圧	随意契約	・従前、9官署のそれぞれについて随意契約を行っていたが、平成30年度は、一定規模の電力需要を実現するために、管内の9官署の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は5者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約5%の経費が削減された。
8	国土交通省	発注単位 (地域)の 見直し	電気料(利根川下流河川 事務所 取手出張所ほ か)	低圧	随意契約	・従前、10の施設のそれぞれについて随意契約を行っていたが、平成30年度は、一定規模の電力需要を実現するために、管内の10の施設の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約21%の経費が削減された。
9	国土交通省	新規参入 業者の調 査	電気料(東京外かく環状 国道事務所大泉出張所)	低圧	随意契約	・従前、随意契約を行っていたが、登録小売電気事業者を確認するなどの市場調査の結果、複数者の応札が見込まれることが分かり、一般競争入札を行った。	・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は2者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約26%の経費が削減された。

No	省庁名	取組の 類型	平成29年度における契約の概要			平成30年度の調達改善に向けて実施した 具体的な取組	平成30年度調達における 具体的な改善結果
			契約名	電圧 区分	契約方式		
10	国土交通省	新規参入 業者の調査 発注単位 (地域)の 見直し	徳島地方気象台電力供給ほか1施設の電力供給	低圧	随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・従前、2施設それぞれについて随意契約を行っていたが、仕様書の作成時に、電力事業者に対して、複数の施設の電力供給契約をまとめた場合に入札参加可能か等についてアンケート調査を行った結果、複数者の応札が見込まれたため、平成30年度は一定規模の電力需要を実現するために、2施設の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約18%の経費が削減された。
11	環境省	調達スケジュールの調整	国立水俣病総合研究センターで使用使用する電気の調達	高圧	一般競争契約 (一者応札)	<ul style="list-style-type: none"> ・開札時期を早め、開札から業務着手までの期間を10日間長くした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は一者応札となっていたが、30年度は2者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約16%の経費が削減された。

2. ガス

No	省庁名	取組の 類型	平成29年度における契約の概要		平成30年度の調達改善に向けて実施した 具体的な取組	平成30年度調達における 具体的な改善結果
			契約名	契約方式		
1	総務省	業務内容の 開示・引継 新規参入 業者の調査	中央合同庁舎第2号館で使用するガスの購入	一般競争契約 (一者応札)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の入札参加事業者に対して、公告後、公表済みの入札情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は一者応札となっていたが、30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約6%の経費が削減された。
2	財務省	新規参入 業者の調査 発注単位 (地域)の 見直し	ガスの購入(区分1) (関西地区)	随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・従前、55庁舎のそれぞれについて随意契約を行っていたが、事業者に対して入札参加可能性の調査を行い、平成30年度は、一定規模のガス需要を実現するために、管内の55庁舎の需要をまとめて一括調達を実施し、一般競争入札を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は2者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約30%の経費が削減された。
3	厚生労働省	調達スケジュールの調整	国立療養所多磨全生園で使用するガスの契約	一般競争契約 (一者応札)	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間を53日間から62日間に延長した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は一者応札となっていたが、30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約11%の経費が削減された。
4	農林水産省	新規参入 業者の調査	筑波産学連携支援センターで使用使用するガス	随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・従前、随意契約を行っていたが、インターネット等を活用した市場調査の結果、複数者の応札が見込まれることが分かり、一般競争入札を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は3者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約7%の経費が削減された。
5	国土交通省	新規参入 業者の調査	ガス料 (九州地区)	随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・従前、随意契約を行っていたが、市場調査の結果、複数者の応札が見込まれることが分かり、一般競争入札を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約から一般競争入札に切り替え、平成30年度は2者が応札した。 ・平成29年度と比較し、単価ベースで約3%の経費が削減された。

各府省庁における調達改善の主な取組（平成 30 年度）

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等※】</p> <p>○ 平成 29 年度に一者応札で、30 年度も継続案件となった 155 件のうち、31 件が複数者応札となった。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 宮内庁契約監視委員会から意見のあった応札者を増やすための取組として、公平性に配慮して、類似案件の契約履行実績を有する事業者等に対して入札案内を行ったところ、平成 29 年度に一者応札で、30 年度も継続案件となった 33 件のうち、7 件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 平成 29 年度に一者応札で、30 年度も継続案件となったものについて、一者応札改善の取組を記載したチェックリストに基づき、内容・資格要件等について審査を行うとともに、新規参入の可能性がある事業者への情報発信を行った。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 仕様の見直し、新規参入に向けた情報発信等の取組の結果、本庁で 13 件、地方で 38 件の一者応札が解消したほか、多くの案件で応札者の増加が見られた。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては 179 件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を 20 部局において実施するとともに、事業者への聞き取りを 48 部局において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札となった 14 件を対象として入札説明会等に参加した事業者の開札後に意見聴取を実施し、一者応札の原因を分析した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 一者応札となった案件について、入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった事業者に対して、担当部局等が理由を聴取するとともに、次回の調達で改善を図るため仕様書の検証を実施した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 総務課から入札実施担当課に対して事務連絡を発出し、入札実施担当課による入札に参加しなかった事業者へのヒアリングを実施した。</p>

※ 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下別添 8 において同じ。

【復興庁】

- 平成 29 年度に一者応札となった契約について、30 年度の調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において資格要件等に関する改善策の審査を行った。
- 平成 30 年度に一者応札となった契約について、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者等に対して、ヒアリングを実施し、今後の一人者応札の改善策を検討した。

【総務省】

- 一般競争入札の予定価格 1,500 万円以上の総合評価落札方式案件と、企画競争及び公募の案件は公告期間 20 日間以上の確保に努めるとともに、前年度調達で一人者応札又は一人者応募だった案件については、30 日間以上の公告期間の確保に努めた。
- 調査・調査研究経費に係る調達においては、早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めている。年間の調達計画について、年度当初にウェブサイトで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図っている。前年度調達案件について、総務省契約監視会の指摘を踏まえ、特に地方支分部局に対し、競争性が確保できるよう、契約の分割等を検討するよう指示した。
- 入札説明書を入手したが入札に参加しなかった者に対して、アンケート等を通じ、その理由を把握し、改善策の検討を行った。

【法務省】

- 一人者応札となっている案件について、個別にその要因分析を行った上で、調達の情報提供の充実、公告期間の十分な確保、事業者へのヒアリング、仕様の検討・明確化等の取組を実施した。その結果、121 件について一人者応札が解消され、一人者応札解消前の費用と比較が可能な 48 件で、約 1 億 1,666 万円（▲22.2%）の削減効果があった。
- 契約監視会議において一人者応札案件の重点的審査を行うとともに、前年度、同会議において審議された一人者応札案件で、平成 30 年度に改善されたものについて、再度、同会議へ報告し、地方支分部局等への情報共有も行った。
- 類似契約の一人者応札の解消に資するよう、本省及び地方支分部局等が調達した案件の類型ごとの一人者応札の主な原因を調査するとともに、改善事例を共有する取組を行った。

【外務省】

- 一人者応札となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、24 件において、複数者応札となった。

【財務省】

- 入札不参加者へのアンケート調査等で把握した意見を活用して仕様を見直すなどしたところ、18 件について一人者応札が改善した。うち、情報システム調達においては、

<p>4件で一者応札が改善した。</p> <p>○ 入札等監視委員会において、応札者又は応募者が一者しかいないなどの契約案件のうち、67件を抽出して審議を実施した。また、本省庁及び地方支分部局に対して、入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、講じた措置を同委員会へ報告する体制を整備した。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前確認を行った。</p> <p>○ 結果として一者応札等となった場合には、アンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 1,738 件、本省以外の部局分 1,865 件）から抽出された案件（本省分 46 件、本省以外の部局分 40 件）を対象に調達後の審議を実施した。</p> <p>○ 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 56,818 者に対し 421 件配信した。</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>○ 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件等 2,495 件（物品 601 件、役務 1,377 件、委託 517 件）について、入札要件や仕様書等の審査を実施したことにより、透明性や公正性等の向上が図られた。</p> <p>○ 一者応札（応募）になった 925 件（物品 156 件、役務 543 件、委託 226 件）について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。</p> <p>○ 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札（応募）となった案件（3,355 件）のうち、350 件（本省 59 件、地方支分部局等 291 件）について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や公正性等の向上が図られた。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年度に策定し、適宜改訂）を活用することで、23 年度には 41.8%だった一者応札比率は 30 年度には 28.6%へと低減した。</p>

- 平成 29 年度に一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 82 件のうち、32 件が複数者応札となった。また、29 年度に第三者チェックを受け、かつ、30 年度も事業を実施した 15 件のうち、4 件が複数者応札となった。
- 平成 30 年度の年間発注予定表を本省のウェブサイトに掲載した（30 年 1 月、5 月、7 月にそれぞれアップデート）。

【国土交通省】

- 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底し、特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど調達内容に応じた取組の強化に努め、特に複数年度一者応札が続いている案件については要因分析及び改善に努めた結果、172 件について一者応札が解消され、そのうち前回と比較可能な案件で合計約 7 千万円（▲1.2%）の削減効果があった。

【環境省】

- 平成 29 年度の契約において「一者応札」、「極端に高い落札率（99%以上）」、「契約金額 1,000 万円以上」であった案件で、30 年度も継続案件となったものは入札公告に当たって、一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。
- 一者応札となった案件については、事業者へのアンケート調査を実施し、結果等を分析し、第三者委員会にも報告の上、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。
- 本省において、公告期間等の改善を行った結果、平成 29 年度一者応札であった案件のうち、30 年度に複数者応札となった案件が 23 件あり、約 450 万円（▲1%）の削減効果があった。同様に、地方支分部局等において報告書等の積極的な開示を行った結果、29 年度一者応札であった案件のうち 2 件で、原子力規制庁において事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した結果、29 年度一者応札であった案件のうち 1 件で 30 年度に複数者応札となり、それぞれ約 554 万円（▲27%）及び約 25 万円（▲5%）の削減効果があった。

【防衛省】

- 応札意思のあった事業者に対し、入札に参加しなかった要因についてヒアリングやアンケートを実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努め、それを踏まえた仕様書等の見直しを図った。

2. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ ガス調達においては、一般競争入札の実施に向けて入札参加可能な複数のガス事業者に対し、調達に関するヒアリングを実施した。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 地方官署における電気及びガスの使用量及び使用料を把握する体制を構築するとともに、小売電気事業者に対して複数官署を集約した調達を実施した場合の費用面の効果を照会し、契約の見直しを図った。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 競争性のない随意契約となっている調達や一者応札となっている調達については、競争入札への移行や複数者応札に向けた検討を行うとともに、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化に向けた検討も合わせて実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 本省及び地方支分部局等の取組として、調達要求部局は、入札参加事業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、入札関連情報の周知を積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、電力調達7件及びガス調達4件について一般競争入札又は見積合わせを実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、電力調達129件及びガス調達57件について一般競争入札又は見積合わせを実施したところ、前年度と比較可能な案件として、電力調達3件（単価削減率：▲12.8%ほか）、ガス調達4件（単価削減率：▲21.7%ほか）の削減効果があった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 従来、随意契約だった電力調達を一般競争入札に移行することで、競争性を高め、調達コストの削減を図った。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 大規模庁舎（特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎（50kw以上））に係る電力調達について、一者応札及び随意契約の改善を図った。その結果、前年度一者応札又は不調であった16件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった3件が一般競争入札となった。</p> <p>○ 小規模庁舎（低圧の庁舎（50kw未満））に係る電力調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度一者応札又は不調であった2件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった6件が一般競争入札となった。</p> <p>○ 大規模庁舎等（年間契約数量10万㎡以上）に係るガス調達について、一般競争入札への移行を検討した。その結果、前年度は一者応札又は不調であった3件が一般競</p>

争入札となった。

- 小規模庁舎（年間契約数量 10 万 m³未満）に係るガス調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は一者応札又は不調であった 1 件が一般競争入札となった。

【農林水産省】

- 電力調達について、新たに 20 官署において一般競争入札による調達を行い、そのうち 9 官署において、前年度と比較し、約 257 万円（▲17.2%）の削減効果があった。そのほか、5 官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて一括調達し、前年度と比較し、約 341 万円（▲7.4%）の削減効果があった。
- ガス調達について、新たに 2 官署において、一般競争入札へ移行して調達し、前年度と比較し、約 235 万円（▲10.2%）の削減効果があった。

【国土交通省】

- 54 件の電力調達、5 件のガス調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：459 件（電力）、9 件（ガス））。

【環境省】

- 一件ごとに小切手により支払事務を行っていた本省の電気料金 44 件並びに地方支分部局等の電気料金 271 件及びガス料金 24 件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

【防衛省】

- 高圧区分の電力調達に当たって、電力事業者の準備期間を確保するため、公告時期を前倒し競争性を高めるとともに、低圧区分の電力調達に当たっては、複数者から見積りを徴取するなど競争性を高めた。

3. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約案件3件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約26億8,218万円（▲12.4%）の削減効果があった。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物品購入（12件）及び印刷製本（14件）に加えて、役務（4件）についてもオープンカウンター方式を実施した。そのうち、オープンカウンター方式導入前と比較可能な調達において費用の削減効果が確認されている。○ データベースシステムの再構築・改修業務について、改修事項を見直すとともに、作業内容・時間等を精査して見積根拠の精査等を実施することで、当初提示額から約383万円（▲20.7%）の削減効果があった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募を実施した警察装備用品の随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、当初提示額より13%の削減効果があった。
<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約15件について、契約の適否等に関する調達前の審査を実施した。○ システム運用2事業を対象に、随意契約に切り替えた上で、見積根拠の精査等を実施した。その結果、当初提示額と比較して約619万円（▲18.7%）の削減効果があった。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 庁舎エントランスに調達情報・オープンカウンターコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布した。○ 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続していた案件14件及び新規案件1件について、特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられたことから公募を実施した。このうち、複数者から応募があったため入札に移行した2件を除く13件について見積根拠の精査等を実施した。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ システム関連の全ての随意契約について、府省CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。○ 随意契約17件について見積根拠の精査を行い、7件について当初提示額と比較して約499万円（▲1.3%）の削減効果があった。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ オープンカウンター方式を活用し、毎月定期的に購入する消耗品などについて、複数事業者による見積書の提出を受けた。

【総務省】

- 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、調達担当部局から合議を受けた会計課が随意契約の要件を満たしているか審査を行い、要件を満たしたもののみ実施した。
- 各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化及び調達費用の削減に努めた。

【法務省】

- 前年度競争性のない随意契約となっていた案件について契約方式の妥当性の検討を行った結果、9件が競争性のある調達方式へ移行した。移行前との費用比較が可能な3件では、合計約898万円(▲28.5%)の削減効果があった。
- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な42件で、合計約851万円(▲23.8%)の削減効果があった。

【外務省】

- 新たに5件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。

【財務省】

- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件及び予定価格が100万円以下の一部案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した(本省庁76件、地方支分部局781件)。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った(本省庁25品目、地方支分部局32品目)。

【文部科学省】

- 4件の随意契約について見積根拠の精査等を実施したところ、契約予定者が当初提示した価格から約395万円(▲0.3%)の削減効果があった。また、同結果を省内内部部局及び外局等に対して情報共有した。
- 随意契約事前確認公募に移行した3件についてウェブサイト上で公表を行った。

【厚生労働省】

- 58の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成29年度随意契約案件(1,261件)について、5審査項目から指導を行った。また、29年度一者応札等の案件(一者応札749件、一者応募94件)のうち改善の取組が未実施の案件に対して34審査項目の指導を実施した。
- 従来、競争契約で実施していた一部の案件について、外部有識者等から構成される公共調達委員会による審査を踏まえ、公募を実施し、その後、見積根拠の精査を含む随意契約とすることで、30件(本省分22件、本省以外の部局分8件)で、約2,300万円(本省分約1,800万円(▲1.8%)、本省以外の部局分約500万円(▲3.1%))の削減効果があった。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件 262 件について、オープンカウンター方式を実施した。
- 予定価格が少額で随意契約が可能とされている調達案件のうち、1,033 件について一般競争入札を実施し、競争性、公平性及び透明性の向上が図られた。
- 随意契約の見積根拠の精査により、約 11 万円（▲1%）の削減となった。

【経済産業省】

- 本省・地方支分部局・外局が締結した全ての随意契約（少額随意契約、不調・不落案件を除く。）について、大臣官房会計課により、競争性のある契約方式への移行可能性や、随意契約によることとする理由の妥当性といった観点から承認審査を実施した。
- 少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、876 件（本省 119 件、外局 338 件、地方局 409 件）において上記方式を実施した。見積書については 1 件当たり平均 5 者（本省）から見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引による調達を平成 25 年 2 月から開始し、29 年度からは取組を外局、地方局にも拡大し、30 年度は 133 件実施した。本省実施の 14 件について、定額と比べて 31%の削減効果があった。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。一方、競争性のある契約へ移行した事例については取りまとめて省内で共有し、他の案件が競争性のある契約へ移行を検討する際の参考情報とした。
- オープンカウンター方式にて、6,773 件、約 21 億円の契約を行った。このうち、新たに 9 部局がオープンカウンター方式を導入した。

【防衛省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達については、各会計機関において、随意契約の理由とその内容を審査し、適切な契約方式の適用を確保した。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示した。
- 新たな対象品目について、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、幹事官庁として共同調達を実施した。○ 特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、更なる仕様の見直しを実施した。○ 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討した。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 7箇所のうち6箇所の地方事務所・支所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。中部事務所においては、平成30年度から新たに東海財務局等とのガソリンの共同調達を開始した。中部事務所におけるレギュラーガソリン1リットル当たりの購入価格は、共同調達を開始する前と比較して、1.3～1.6%の削減効果があった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方支分部局68部局（前年度66部局）において、一括調達を実施したことにより、事務の省力化が図られた。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価が削減された。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 財務局が近隣官署とのネットワークを構築し、51品目について共同調達を実施するとともに、共同調達に関する連絡会等を14回開催した。○ 本省庁で82品目、地方支分部局で124品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に実施した。○ 共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約1,016万円（▲8.9%）の削減効果があった。削減効果が確認された主なものは以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙（A3など4品目） 約921万円（▲21.5%）・図書（政官要覧など4品目） 約36万円（▲17.8%）
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 共同調達の実施により、事務用消耗品等により単価の削減が確認された。
<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の10品目において共同調達を実施した。その結果、

以下の削減効果があった。

- ① 事務用消耗品【共同調達実施前の平成 20 年度と比較】
契約単価（平均）▲38.6%、契約金額▲約 1,154 万円
 - ② 災害用備蓄用品【経済産業省幹事、共同調達実施前の 22 年度と比較】
契約単価（平均）▲2.2%、契約金額▲約 22 万円
 - ③ 公用車向けガソリン【共同調達実施前の 26 年度と比較】
レギュラー 契約単価▲5.59%、契約金額▲約 18 万円
ハイオク 契約単価▲6.66%、契約金額▲約 21 万円
 - ④ 宅配便【共同調達実施前の 26 年度と比較】
契約単価（平均）▲26.8%、契約金額▲約 65 万円
- 全ての地方支分局において共同調達を実施している。地方支分局における共同調達品目の総数（延べ）は 48 品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は 183 官署となった。平成 30 年度は、中部局において、P P C 用紙の共同調達に参加した。単価は前年度に比べ低くなった。電力・ガス事業北陸支局において、ガソリンとコピー用紙の共同調達に参加した。

【国土交通省】

- 共同調達については、本省及び 41 の地方支分部局等にて実施し、北海道開発局にて新たに清掃業務の共同調達を行うなど、導入部局及び品目の拡大を行った。一括調達については、本省及び 55 の地方支分部局等にて実施し、九州地方整備局にて新たに自動車賃貸借の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。

【環境省】

- 地方環境事務所においてコピー用紙の共同調達を実施した。これにより、共同調達を行わなかった場合の単価で購入した場合と比較して、約 0.9 万円（▲2%）の削減効果があった。

【防衛省】

- 事務用消耗品 10 品目を新たに対象品目とするなど、一括調達の拡大を図った。

5. その他

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 情報システム関係の案件について、府省C I O補佐官による意見等を踏まえ、国庫債務負担行為による複数年契約を18件締結し、予算の平準化や調達事務の低減等を図った。また、再リース契約を6件締結し、賃貸借料の削減を図った。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 光熱水料のクレジットカード決済拡大のため、カード会社からの情報を収集し、導入後の事務処理方法について検討している。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 警察庁で実施している調達改善に向けた取組を、新たに国費会計事務に従事することになった各都道府県警察本部の会計職員や警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 全ての一者応札案件について、審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し共有した。</p> <p>○ 会計業務に関する理解促進を図るため、会計担当若手職員への研修を実施した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 情報システム調達に関して、中長期的な調達予定（5か年）を公表した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 会計実務研修等により、職員のスキルアップを図った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 内閣府主催の会計実務研修に復興庁本庁及び地方機関の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 情報システムの調達のうち予定価格80万SDR以上と見込まれる調達案件については、府省C I O補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容等を添付することを徹底している。</p> <p>○ 本省・地方支分部局等の会計事務新任者対象に本省主催で研修を実施した。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 事務機器借入等29件について国庫債務負担行為を活用した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ クレジットカード決済を導入している全導入部局（16部局）においてクレジットカードの複数年利用を行った。</p>

<p>【文部科学省】</p> <p>○ 年度開始前に、文部科学省の政策目標ごとの主要な事業（35 事業）に含まれる委託事業に関して、外部有識者で構成される審査委員会において、契約の競争性・透明性等の観点から審査を実施した。また、審査内容について、契約監視委員会に報告し、情報共有を図った。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 本省内部部局、地方機関の会計事務職員を対象とした研修を実施し、調達担当職員の意識・能力の向上を図った。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 予算執行上の注意事項等に関する全職員向けのメールマガジン（毎月 1 回配信）において、一者応札改善のベストプラクティスの紹介、調達改善計画の自己評価等について周知した。</p> <p>○ 情報システムの調達について、府省 C I O 補佐官から仕様等に関する助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させた。</p>
<p>【環境省】</p> <p>○ 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件等の情報を収集し、また、情報システム調達においては、府省 C I O 補佐官からの助言を活用した。</p>
<p>【防衛省】</p> <p>○ 「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成 27 年法律第 16 号）に基づき、F110 エンジン（戦闘機（F-2）用）の維持部品について、6 箇年度にわたる P B L 方式の長期契約を締結し、約 66 億円（▲18.6%）の経費を削減した。</p> <p>※ P B L（Performance Based Logistics）とは、装備品等の補給や、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約や修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果に主眼を置いて、包括的な業務範囲に対して契約を結ぶもの。</p> <p>○ インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品における予定価格の算定に当たっては、合理的な価格となっているか検証の上、適正な価格となるよう努めた。</p>

共同調達等の検証例

① 発注の一括化【中央・一括調達】

警察庁は、全国に所在する複数官署で使用するDNA試薬について、管区ごとに一括調達していたが、所管する区域が業者の営業範囲を超える場合に、単価が上昇することが判明した。そこで、配送コストを含めた当該物品の単価、業者の営業範囲等を検証したところ、全国分をまとめて発注した場合の方がコスト抑制につながる可能性が高いことを確認し、警察庁本庁での一括調達に移行した。

② 納品先の集約化【地方・一括調達】

厚生労働省は、長崎県に所在する複数官署（離島に所在する署所を含む。）のPPC用紙を一括調達する際に、PPC用紙の納入業者から直接各官署へ納品させるとPPC用紙の納入業者の配送コストが高額となるため、納品先を幹事官署の貨物輸送業務の契約相手方の倉庫とし、PPC用紙の各官署への納品を貨物輸送業務の一部として同業務の単価で実施することにより、PPC用紙の契約単価の上昇を抑制した。

③ 調達範囲の見直し【地方・共同調達】

北陸地区（富山、石川、福井各県）に所在する地方支分部局で実施していた灯油の共同調達については、納品先が幹事官署所在地に限定されていたため、遠隔地に所在する出先事務所等にとっては運搬方法等が負担となっていた。灯油の共同調達に係る参加官署が増加したことを契機に、広域にわたっていた共同調達の範囲を県単位に変更し、業者から各参加官署へ直接納品することに変更して、上記負担を解消した。契約単価は低減した。

※ 『平成28年度調達改善の取組に関する点検結果』の図表4より

平成 30 年度調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

- ・各府省庁の調達改善計画に掲げられた取組が着実に進み、調達改善の取組について、全体として充実が見られる。
- ・個別案件の審査・管理の取組の効果として、一者応札に関する改善事例も複数確認されている。
- ・府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめた電力の共同調達の開始事例について、評価できる。電力に限らず、こうした取組が広がっていくことが望まれる。
- ・各府省庁の取組にはばらつきも見られる。その中において、事務局が行っている勉強会や各府省庁への講師派遣などは引き続き継続されるべき。同様に、府省庁においても研修等の機会を捉えて、実務担当者とノウハウを共有し、取組を浸透させることは引き続き重要である。

2. 今後の方向性について

- ・各府省庁の調達の内容・規模などは毎年同じではないものの、その一者応札の状況については、引き続き実態把握に努め、より丁寧に説明していくことが重要である。こうした観点は競争性のない随意契約も同様である。
- ・一部の府省庁で実施されている、一者応札が複数回継続する案件を契約監視委員会等で再審議する取組については、個別案件の審査・管理の充実が図られた例と言える。当該取組の実施に当たっては、過去の審議内容や実施した改善策を同委員会等において報告すること、一者応札となった要因分析を踏まえた具体的な改善策を検討することが求められる。
- ・新規参入促進に向けた情報発信については、事業者にとって公正性を欠くことがない限り、より積極的に実施されるべき。実施に当たっては、早期の情報発信により事業者の準備期間を確保する取組や、業務内容をより分かりやすく伝えることなどにより、今後、事業者が入札参加する際の不安を払拭する取組も

重要である。

- ・ 企画競争を実施する場合においても、競争性を高める取組は重要である。
- ・ 情報システム調達には、府省庁間の取組にばらつきが大きい。優良取組事例となった案件以外にも良い事例があれば積極的に共有することで、調達改善の取組を浸透させるべき。
- ・ 随意契約とする場合において、より適正な価格での調達を目指すための見積根拠の精査は重要な取組である。具体的な取組として、事業者の協力が得られるのであれば、以前の契約における履行実績を確認することなども考えられる。
- ・ 随意契約の場合の見積根拠の精査に当たっては、個別案件の特性を踏まえて、網羅的にではなく重点的に確認すべき点に注力するという観点や、どのような点を確認するかだけでなく、それをどうやってチェックするかのノウハウ共有の観点も重要である。
- ・ 地方支分部局等含めて、調達改善の取組を更に推進していく上で、改善に向けた審査・管理の充実と、府省庁内のノウハウ共有の取組が要となる。例えば、地方支分部局等の審査で得られた知見は本府省庁においても把握し、府省庁内で共有される取組は重要である。
- ・ 調達改善の取組を進める上で、会計課と担当部局の連携の下、調達改善に係る業務をより効果的・効率的に進めていくといった観点も重要である。